

「指定居宅介護サービス」 「指定同行援護サービス」 重要事項説明書

当事業所は静岡県の指定を受けています。
指定居宅介護事業所（静岡県指定 第2218400014号）

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを説明するものです。

※ 本事業所では、ご契約者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定居宅介護サービス、指定重度訪問介護サービス及び指定同行援護サービス（以下「居宅介護サービス等」という。）を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域
4. 営業時間
5. 従業員の体制
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金
7. サービスの利用に関する留意事項
8. サービス実施の記録について
9. 損害賠償保険への加入
10. 苦情の受付について
11. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

（事業者） 社会福祉法人 湖西市社会福祉協議会

（事業所） 湖西市社協介護センターあらい

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 湖西市社会福祉協議会
所在地	静岡県湖西市新居町浜名 6 4 3 番地の 1
電話番号	0 5 3 - 5 9 4 - 5 5 1 1
代表者氏名	会 長 森 宣雄
設立年月	昭和 5 8 年 3 月 2 6 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護 平成 1 8 年 1 0 月 1 日指定 静岡県 2 2 1 8 4 0 0 0 1 4 号 指定同行援護 平成 2 3 年 1 2 月 1 日指定 静岡県 2 2 1 8 4 0 0 0 1 4 号
事業の目的	ご契約者に対して適正な指定居宅介護・同行援護を提供する
事業所の名称	湖西市社協介護センターあらい
事業所の所在地	静岡県湖西市新居町浜名 5 7 5 番地
電話番号	0 5 3 - 5 9 4 - 5 0 0 0
管理者氏名	介護センターあらい係 三浦 歩美 (専任・兼任)
事業所の運営方針について	ご契約者の身体、その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう援助を行うものとする。
開設年月	平成 1 5 年 4 月 1 日
事業所が行なっている他の業務	訪問介護 平成 11 年 11 月 1 日指定 静岡県第 2278400219 号 訪問入浴介護 平成 11 年 11 月 1 日指定 静岡県第 2278400219 号 介護予防訪問入浴介護 平成 18 年 4 月 1 日指定 静岡県第 2278400219 号 訪問型サービス A 平成 28 年 4 月 1 日指定 湖西市第 2278400219 号 訪問介護相当サービス 平成 30 年 4 月 1 日指定 湖西市第 2278400219 号 通所介護 平成 22 年 3 月 23 日指定 静岡県第 2278400219 号 通所型サービス A 平成 28 年 4 月 1 日指定 湖西市第 2278400219 号 通所介護相当サービス 平成 30 年 4 月 1 日指定 湖西市第 2278400219 号

3. 事業実施地域

湖西市全域

4. 営業時間

営業日	月～金 ただし国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く
-----	--

営業時間	午前8時30分～午後5時15分
サービス提供日	日～土
サービス提供時間	午前7時～午後9時

5. 従業員の体制

〈主な従業員の配置状況〉※従業員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	配置人数	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）	1			1	
2. サービス提供責任者	2以上	1以上	1以上	1	
3. 訪問介護員	5	12	6以上	2.5	
(1) 介護福祉士	5	6			
(2) 訪問介護養成研修1級 （ヘルパー1級）課程修了者		1			
(3) 訪問介護養成研修2級 又は初任者研修修了者		5			

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護サービス等を提供する従業者として、上記の職種の従業者を配置しています。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）居宅介護計画、及び同行援護計画（以下「居宅介護計画等」

という。）とサービス内容（契約書第3条・第4条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から居宅介護計画等を定めて、サービスを提供します。「居宅介護計画等」は、市町村が決定した「支給量」とご契約者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容やご契約者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画等」は、ご契約者やご家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しをご契約者に交付します。

また、ご契約者の申し出により、いつでも見直すことができます。

〈サービス区分及びサービス内容〉

I 居宅介護

① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）

- 入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
- 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助…食事の介助を行います。
- 衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
- 通院介助…通院の介助を行います。
- その他必要な身体介護を行ないます。

※ 医療行為はいたしません。

② 家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）

- 調理…ご契約者の食事の用意を行います。
- 洗濯…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。
- 掃除…ご契約者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- 買い物…ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物をします。
- その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。
- ※ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。(預貯金通帳・カードはお預かりできません。)

③ 通院等介助

- 通院又は官公署並びに相談支援事業所への移動（公的手続き又は障害サービスの利用に係わる相談のために利用する場合に限る）のための屋内外における移動等の介助または通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。

II 同行援護

- 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読）を行います。
- 移動時及び、それに伴う外出先に伴う外出先において必要な移動の援護を行います。
- 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。

※ご契約者以外の方の調理や洗濯、ご契約者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

※その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

(2) 利用者負担額（契約書第5条参照）

上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、ご契約者は、利用者負担分としてサービス料金の1割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。

<特定事業所加算Ⅱ>

基本料金に10%を加算します。これは厚生労働大臣が定める、体制要件・人材要件に適合した場合に算定され加算されます。

<初回加算>

当居宅介護事業所を初めて利用される方および過去2か月にサービス利用のない方で居宅介護計画書の作成を必要とする場合は200単位数が加算されます。

<緊急時対応加算>

居宅介護計画等に位置付けられていない訪問を、ご契約者又はそのご家族等から要請を受けてから24時間以内にサービス提供を行った場合、サービスに要した時間の利用料金とは別に1回の要請につき1回を限度として100単位数が加算され

ます。（1月につき2回を限度とする。）

<福祉・介護職員等処遇改善加算>

福祉・介護職員等改善加算として所定単位数に27.3%を乗じた単位数で加算し、当該加算は支給限度基準額の算定対象から除外します。

福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）

介護報酬×27.3%（居宅・同行）

<地域区分>

湖西市は地域区分が「7級地」です。

単位数に上乗せ割合を乗じた金額の1割が自己負担です。

H30年4月1日～

1単位 10.18円

<2人の訪問介護員により訪問を行った場合>

1人の訪問介護員による介護が困難と認められる場合等で、ご契約者の同意のもと2人の訪問介護員でサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

<利用者負担額の上限等について>

①介護給付費対象のサービスの利用者負担額は上限が定められています。

②ご契約者の希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

③当事業所において利用者負担の上限管理を担当し、具体的に上限を超える際の調整を行った場合には、別途上限管理にかかる費用（月額150円）をお支払いいただきます。

<償還払い>

事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、ご契約者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

（3）サービス利用にかかる実費負担額（契約書第5条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

①通常の事業実施地域（湖西市）以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、訪問介護員が訪問するための要した交通費の実費をいただきます。（サービス利用料とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます。）なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額をいただきます。

実施地域(湖西市)を越えた地点から、片道3キロメートル以下1回につき
200円 以降3キロメートルにつき 200円

- ②「通院介助」において訪問介護員に公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合、その実費をいただきます。(サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。)

<サービス利用料金>

法令・通知等の定めに基づき、サービス利用料金から介護給付費の給付額を除いた金額(利用者負担)をお支払いいただきます。

なお、利用者負担上限額の定めにより、利用者負担上限額を超える利用者負担は支給市町村に請求いたします。

居宅介護サービス費

特別事業所加算Ⅱとして下記の単位数に10%を乗じた単位数で加算します。

身体介護の場合		家事援助の場合	
30分未満	256単位	30分未満	106単位
30分以上1時間未満	404単位	30分以上45分未満	153単位
1時間以上1時間30分未満	587単位	45分以上1時間未満	197単位
1時間30分以上2時間未満	669単位	1時間以上1時間15分未満	239単位
2時間以上2時間30分未満	754単位	1時間15分以上1時間30分未満	275単位
2時間30分以上3時間未満	837単位	1時間30分以上(311単位に15分を増す毎に+35単位)	
3時間以上(921単位に30分を増すごとに+83単位)			

同行援護サービス費

特別事業所加算Ⅱとして下記の単位数に10%を乗じた単位数で加算します。

30分未満	191単位
30分以上1時間未満	302単位
1時間以上1時間30分未満	436単位
1時間30分以上2時間未満	501単位
2時間以上2時間30分未満	563単位
2時間30分以上3時間未満	632単位
3時間以上	(697単位に30分を増すごとに+65単位)

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法(契約書第5条参照)

前記(2)、及び(3)の①の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払
イ. 下記指定口座への振り込み
しずおかぎんこう 静岡銀行 してん 新居支店 ふつうよきん 普通預金 No. 2 7 3 5 8 0
しゃかいふくしほうじんこさい 社会福祉法人湖西市社会福祉協議会 かいちょう 会長 もり のぶお 森 宣雄
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

①利用予定日の前に、ご契約者の都合により、居宅介護計画等で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等やむをえない場合は、取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	1, 0 0 0 円

③市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。

④サービス利用の変更・追加は、訪問介護員の稼働状況によりご契約者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時をご契約者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(6) サービスの中止

災害時等事業所の都合でサービスの変更、中止する場合があります。

①自然災害等（台風、大雨、洪水、積雪、地震、津波、土砂崩れ、その他異常気象時等）

②交通災害等（道路の破損、工事等）

③法定伝染病をはじめ、感染により他ご契約者の健康に大きな問題が発生する時は、ご利用を中止いただくことがあります。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) 訪問介護員について

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。担当の訪問介護員や訪問する訪問介護員が交替する場合は、予めご契約者に説明するとともに、ご契約者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

ご契約者から特定の訪問介護員を指名することはできませんが、訪問介護員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相

談ください。

(2) サービス提供について

サービスは、「居宅介護計画等」にもとづいて行います。実際の提供にあたってはご契約者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。

サービス実施のために必要な設備等（水道・ガス・電気・電話を含む）は無償で使用させていただきます。

(3) サービス内容の変更

訪問時に、ご契約者の体調等の理由により居宅介護計画等で予定されていたサービスの実施ができない場合には、ご契約者の同意を得てサービス内容を変更します。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証の確認（契約書第3条参照）

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかに訪問介護員にお知らせください。また、担当訪問介護員やサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 医療行為② ご契約者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり③ ご契約者もしくはそのご家族等からの金銭又は物品の授受④ ご契約者のご家族等に対するサービスの提供
利用者の居宅以外の居室、庭等の敷地の掃除、草刈り、植物の水やり、大掃除等⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等においてご契約者の同意を得てご契約者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）⑥ 身体拘束その他ご契約者の行動を制限する行為（ご契約者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）⑦ その他ご契約者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為 |
|--|

(6) 身体拘束等の禁止について（契約書第8条4項参照）

利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束等を行いませんが、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間など必要な事項を記録します。また、身体拘束等を禁止するため、責任者及び委員会を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、指針の整備、従業者に対して研修を実施する等の措置を講じます。

(7) 虐待防止について（契約書第8条5項参照）

当事業所では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、管理者を虐待防止に関する責任者とし、必要な職員研修を実施するとともに地域包括支援センター等との連携を図ります。また、虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練等必要な措置を講じます。

(8) 緊急時及び事故発生時の対応

訪問時において、ご契約者の体調等が急変した際、主治医又は、医療機関に適切に連絡を取り、必要な行為を行います。また、事故等により、財産の破損等の際は速やかにご契約者もしくはそのご家族に連絡いたします。

8. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、ご契約者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画等及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) ご契約者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条参照）

本事業所では、関係法令及び湖西市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づいて、ご契約者の記録や情報を適切に管理し、ご契約者の求めに応じてその内容を閲覧することができ、複写物を必要とする場合には交付します。

9. 損害賠償保険への加入（契約書第9条参照）

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 (株)セレクト
保 険 名 賠償責任保険

10. 苦情等の受付について（契約書第 14 条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、ご契約者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係 苦情受付窓口（担当者） 介護センターあらい係長
安間 明美

○苦情解決責任者 事務局長 吉原 博明

○受付 月～金曜日（祝日は除く）

午前8時30分から午後5時15分
 電話番号 053-594-5000
 FAX 053-594-7771

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。ご契約者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

名 前	連 絡 先
渡 辺 弥 生 (民 生 児 童 委 員)	所在地 湖西市白須賀4885番地6 電話番号 053-579-0329
寺 本 宗 弘 (民 生 児 童 委 員)	所在地 湖西市新居町内山366番地41 電話番号 053-594-2293
高 柳 加 代 子 (民 生 児 童 委 員)	所在地 湖西市駅南3丁目2番地71 電話番号 053-572-3416

(3) 行政機関その他苦情受付機関

湖西市役所 地域福祉課	所在地 湖西市古見1044番地 電話番号 053-576-4532 受付日時 月～金（祝日は除く） 午前8時30分から午後5時15分
静岡県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 静岡市葵区駿府町1番70号 電話番号 054-653-0840 受付日時 月～金（祝日は除く） 午前9時から午後5時

11. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有 ・ 無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第171号（平成18年9月29日）第9条の規定に基づき、ご契約者又はそのご家族への重要事項説明のために作成したものです。

個人情報の使用について

社会福祉法人湖西市社会福祉協議会 湖西市社協介護センターこさいは、ご契約者及びご家族の個人情報を下記の利用目的のために必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することをお知らせいたします。

1. 利 用 期 間

契約期間

2. 利 用 目 的

- (1) ご契約者への居宅介護サービス提供
- (2) 市または他の介護サービス事業者との連携（ケア会議等）、連絡調整等が必要な場合
- (3) 関係医療機関との連携（受診時、緊急時等）
- (4) 研修等の実習生やボランティアの受入れにおいて必要な場合
- (5) サービスに関わる事務全般（給付費請求等）
- (6) 損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談または届出等
- (7) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 使 用 条 件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス利用に関わる目的以外決して利用しない。
また、ご契約者との居宅介護計画等作成に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておく。

令和 年 月 日

居宅介護サービス等の提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項及び、個人情報
報の使用について説明を行いました。

事業者	住	所	静岡県湖西市新居町浜名 6 4 3 番地の 1								
	事	業	者	名	社会福祉法人湖西市社会福祉協議会						
	代	表	者	氏	名	会	長	森	宣	雄	印
	事	業	所	名	湖西市社協介護センターあらい						
	説	明	者								印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項及び、個人情報の使用について説明
を受け同意しました。

契約者住所 _____

氏名 _____ 印

家族の代表
住所 _____

氏名 _____ 印

(続柄)

代理人を選任した場合

代理人住所 _____

氏名 _____ 印

(続柄)